



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 20

September 2016

会計トピック③

USGAAPにおける金融資産の新しい減損規定

kpmg.com/jp



USGAAPにおける金融資産の新しい減損規定

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー 大川 圭美

シニアマネジャー 中川 祐美

2016年6月、FASBは金融資産の新しい減損規定を導入する会計基準を公表しました。新しい減損規定は、金融危機への反省から導入が要請された、予想信用損失という新しい概念に基づきます。

IFRSとのコンバージェンスが期待された分野ですが、同じ概念を有するものの、測定モデルが異なる会計基準ができあがるという結果になりました。IFRSを採用する企業（特に大手金融機関）の米国子会社等では、異なる会計基準の両方（USGAAP及びIFRS）に対応することが必要になり、どのように効率的にそれぞれの会計基準に準拠するよう適用に向けて準備を進めるかが問題となります。

ここでは新しい減損規定の概略とIFRSとの主な相違についてご説明いたします。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者らの私見であることをあらかじめお断りいたします。

【ポイント】

- 新しい減損規定には、償却原価区分の金融資産に適用される、予想信用損失という概念に基づく現在予想信用損失（CECL）モデルと、売却可能（AFS）債券に適用されるAFS減損モデルがある。
- CECLモデルでは、全期間の予想信用損失を当初認識時に引当金勘定を相手勘定として認識し、将来予測を見積りに反映する。見積りの変更は直ちに損益に認識する。満期保有目的債券もCECLモデルの対象となり、現行規定と比べてより早期に信用損失が認識される。
- ローン・コミットメントや金融保証契約などのオフバランス項目もCECLモデルの対象となり、デフォルトの発生の可能性や保証履行の可能性は測定額に反映される。
- AFS債券に適用されるAFS減損モデルは、一時的ではない減損モデル（OTTIモデル）の一部を修正し、より適時に信用損失が認識されるようにしたものである。



大川 圭美
おおかわ たまみ



中川 祐美
なかがわ ひろみ

I. 新たな減損規定導入の背景

FASB（米国財務会計基準審議会）は2016年6月、Accounting Standards Update（ASU）第2016-13号「金融商品に係る信用損失の測定」を公表しました。これは2008年の金融危機において顕在化した、現行の金融商品の減損に関する規定を改善することを目的とするものです。この新たな基準は、SECにファイリングを行う公開営利企業では2019年12月16日以降開始する年次及び期中会計期間より適用され、その他の公開営利企業では2020年12月16日以降開始する年次及び期中会計期間より適用されます。

金融危機において露呈した現行の減損規定の問題点は、①発生損失モデルに基づく減損は、発生の可能性が高くなったときに初めて認識されるため、損失の認識のタイミングが遅くなること、②現在の状況は損失の見積りに反映されるものの、将来情報が加味されないため、経済状況悪化の局面では、信用損失の認識額が過少となることがあげられます。さらに、ローンと市場価格のある債券に異なる減損規定が適用されることによる複雑性も改善すべき点の1つとされていました。

デフォルトの発生の可能性を認識のタイミングに反映させるのではなく、測定に織り込む予想信用損失という概念の導入が、金融危機後に設立された金融安定化理事会（FSB）やG20から要請され、これを受けて、FASBではIASBと共同で新たな基準の開発を検討してきました。結果的に、IASBはFASBとは異なり、ローンにも市場価格のある債券にも同じ予想信用損失モデルを適用する、IFRS第9号「金融商品」を公表し、これは2018年1月1日以降開始する事業年度より適用が開始されます。一方FASBの新たな基準では、償却原価で測定される金融資産には、CECLモデルに基づく信用損失引当金を計上しますが、AFS債券には、異なるモデルを適用します。また、信用毀損した金融資産を購入した場合の会計処理や金融保証の会計処理もIFRSのそれらとは異なるものとなっています。

II. 新減損規定の概要

信用損失はその測定分類に基づき、CECLモデル（ASC 326-20）とAFS減損モデル（ASC 326-30）の2つに基づいて計上されます。前者は償却原価で測定される金融資産（ローンや満期保有目的（HTM）債券）や、オフバランス項目（ローン・コミットメントや金融保証契約）に適用されます。後者はAFS債券に適用されます。現行USGAAPとの違いは図表1に示しています。

CECLモデルには主に3つの特徴があります。①ローン契約締結時に、その満期までに発生すると予想される信用損失を引当金勘定を使って純損益に認識します。②信用損失の見積り

には、現在だけではなく将来の経済状況の予測を織り込むことが必要であり、③見積りの変更は引当金の増減を通じて直ちに純損益に影響を与えます。このため、現行のUSGAAPに比較して、銀行等の金融機関の予想信用損失引当金は一般的に増加し、その変動性は大きくなると考えられます。結果として、金融機関の規制上の自己資本及び自己資本比率は減少する可能性があります。また、予想信用損失の算定方法や将来の経済状況の見積りの反映方法など、企業により異なる判断がなされる可能性があるため（Ⅲ.1参照）、類似の金融資産に対しても異なる損失の見積りがなされる可能性があり、財務情報の比較には留意が必要となります。

AFS債券には、従来の一時的ではない減損モデルと同様のモデルを引き続き適用しますが、複雑性を低減し、かつ減損損失の認識のタイミングを早めるための変更が行われています（Ⅲ.2参照）。

【図表1 現行USGAAPと新たな減損規定との差異】

	現行USGAAP	ASU 2016-13号
ローン	発生損失モデル	CECLモデル
満期保有目的債券		
AFS債券	OTTIモデル	AFS減損モデル

なお、既存の信用の質に関する開示に加えて、新たな開示（例：組成年度別の信用の質に関する情報）が追加されており、また、予想信用損失の測定方法や算定に影響を与える要素の説明やその変化などの情報、現在及び将来予想の影響と過去実績の利用方法などの情報の開示が要求されます。

III. 個別論点

1. 償却原価金融資産に適用される現在予想信用損失モデル

（1）適用範囲

CECLモデルの対象となる金融資産は図表2のとおりです。

（2）測定

CECLモデルでは、過去の損失実績、現在の状況及び将来の状況に関する予測を反映して、全期間の予想信用損失を測定しなければなりません。しかし、測定方法について基準上

【図表2 CECLモデルの対象となる金融資産と対象とならない金融資産】

適用対象に含まれるもの	適用対象外のもの
● ローン ● 売掛債権 ● HTM債券 ● ローン・コミットメント ● 保険契約として会計処理されない金融保証契約 ● 貸手が認識した正味リース投資資産 ● 再保険貸	● 持分投資 ● AFS債券 ● 当期純利益を通じて公正価値で測定される金融資産 ● 共通支配下の企業間のローン ● 保険契約として会計処理されている金融保証契約

は、特定の方法を規定しておらず、企業は、様々な方法（例：割引キャッシュフロー（DCF）法、損失率法、ロール・レート法及びデフォルト率等を用いる方法など）の中からいずれかを選択できます。但し、以下のガイダンスを考慮しなければなりません。

- 類似のリスク特性を有する金融資産については集散的に予想信用損失を測定し、それ以外の場合には個別に測定しなければなりません。
- DCF法を適用する場合には、実効金利に基づき現在価値を算定する必要があります。一方、DCF法以外の方法を適用する場合、報告日現在の償却原価を基礎として予想信用損失を算定する必要があります。
- 過去の損失実績は予想信用損失の測定のベースとなりますが、過去実績を現在状況及び将来予想を反映するように調整する必要があります。なお、企業が将来の状況を合理的かつ裏付可能な方法で予測できない期間については、過去実績に戻すことが必要です。直ちに損失実績に戻す方法の他、時の経過等に伴って一定のベースで過去実績に戻す方法（例：定額法により損失実績に戻す方法）などを、企業は採用することができます（III.1(4)適用例 設例1参照）。
- 企業は契約期間にわたる信用損失を測定しなければなりません。この際予想される期限前返済の影響を考慮することが必要です。なお、不良債権のリストラチャリングを行う合理的な見込みがある場合にのみ、予想される条件変更等を考慮します。
- 予想信用損失は、その発生の可能性がほとんどない場合でも、支払不能リスクを反映する必要があります。但し、現在の状況及び合理的かつ裏付可能な予測を加味した過去の損失実績に基づき、支払不能リスクがゼロである金融資産（例：米国国債（US Treasury Security））については、予想信用損失を認識する必要はありません（III.1(4)適用例 設例2参照）。

(3) 担保価値の反映

予想信用損失の見積りにおいて、報告日時点の担保の価値のみを基礎として支払不能リスクがゼロであるとは判断できず、担保の性質や担保価値の潜在的な変動や類似の担保から生じた損失実績等を加味する必要があります。但し、担保依存金融資産については、報告日の担保の公正価値を予想信用損失の測

定のベースとして利用することが実務上の簡便法として認められています。ここで担保依存金融商品とは、報告日時点で財務的困難な状況に債務者があると評価される場合で、その返済のほとんどが担保の売却又は運用によって行われることが予想される金融資産をいい、担保権執行の可能性が高い場合はこれに該当します。

(4) 適用例

設例1では、損失実績及び現状と合理的で裏付け可能な将来予想を反映する調整を行う例を示しています。この設例では、銀行が合理的に予測できる期間以降は直ちに損失実績率に戻す方法が採用されていると仮定しています。

設例1: 損失率法に基づく予想信用損失の見積り(ASC326-20-55-18~22、Example 1を参照して作成)

銀行Aは10年満期の分割返済ローンをその顧客に提供しており、期間10年の損失実績率は1.5%である。銀行は予想回収額に影響を与える主要な要素を、不動産価格と失業率と判断している。銀行Aは過去2年間の不動産価格の下落と失業率の上昇から生じた損失実績をベースに、将来2年間（これらが合理的に予想可能な期間と考えている）で、不動産価格のさらなる下落により10ベースポイント、失業率の増大により5ベースポイントの損失率の増大という調整を見積もっている。但し、将来3年目以降の期間については、合理的に予想可能な期間を超えているので、直ちに損失実績に戻す方法を採用する。このため、予想信用損失の見積りには1.65%の損失率を適用する。

年次	年次損失実績	調整率	調整後損失率
1	0.05%	0.10%+0.05%	0.27%
2	0.07%		
3	0.12%	-	0.12%
4	0.20%	-	0.20%
5	0.30%	-	0.30%
6	0.35%	-	0.35%
7	0.20%	-	0.20%
8	0.11%	-	0.11%
9	0.08%	-	0.08%
10	0.02%	-	0.02%
損失率(累計)	1.50%	0.15%	1.65%

予想支払不能額がゼロであると判断される場合には、HTM債券に予想信用損失を認識する必要はありません。設例2では分析例を例示しています。

設例2: 潜在的なデフォルトの可能性がゼロではない場合でも予想不払額がゼロである場合の予想信用損失の見積り(ASC326-20-55-48~50、Example 8を参照して作成)

企業Bは米国国債に満期保有目的で投資しており、償却原価に基づき測定している。企業Bは米国国債の潜在的なデフォルトの可能性はゼロではないかもしれないものの、過去米国国債に信用損失が生じた実績はなく、かつ現状及び将来状況の予想を反映する調整を検討しても支払不能のリスクはないため、米国政府がテクニカル・デフォルトに陥った場合でも、以下の分析により、償却原価ベースの支払不能額はゼロであることを示していると分析している。

- 米国国債は、紙幣を発行することが可能なソブリン・エンティティにより保証されており、当該紙幣は他国の中央銀行や大手金融機関により日常的に保有されており、国際商取引で利用され、一般的に準備通貨とみなされている。
- 上述は、過去の信用実績情報は、現状及び合理的で裏付け可能な将来予測によりほとんど影響を受けることはないことを定性的に示している。

なお、この例示は米国国債にのみ適用されることを意図しているものではないことが明示されている。

(5) 信用毀損購入金融資産

信用毀損金融資産 (Purchased financial assets with credit deterioration、「PCD金融資産」という)を購入した場合、通常のローンの場合とは異なり、企業は購入時点での予想信用損失を純損益に認識せず、当該金額の引当金を計上するとともに、償却原価を同額増額します。その後の予想信用損失の見積りの変更については、引当額を変更するとともに、直ちに純損益に認識します。また、予想信用損失の算定においてDCF法のみならずそれ以外の方法の利用も可能です。これらは現行処理からの大きな変更です(現行処理では、DCF法のみ利用可能であり、当初グロスアップは行わず、差額は実効金利に反映され、かつ見積りの変更は実効金利の調整で処理されています)。

なお、PCD金融資産は、商品の発行時点と比較して軽微とはいえない信用の悪化 (more-than-insignificant deterioration)が生じている、と取得日時時点で取得企業により分析された、購入した金融資産と定義されています。どのような金融資産がこの定義に合致するかに関しては判断が必要です。例えば以下のような特性を有する場合には、商品の発行時点と比較して軽微とはいえない信用の悪化が生じていると判断するという例示が示されています(ASC326-20-55-59、Example 11)。

- 取得時点で支払遅延が生じている金融資産
- 商品の発行時点より格付が悪化した金融資産
- 利息の不計上に分類された金融資産
- 企業の方針としてあらかじめ決定されている信用スプレッドの閾値を超えて、発行時点より信用スプレッドが拡大した金融資産

2. AFS 債券の信用損失モデル

AFS債券については、現行のUSGAAPの一時的ではない減損 (Other-than-temporary impaired、OTTI) モデルに類似する信用損失モデルを適用します (AFS減損モデル)。OTTIモデルの複雑性と信用損失の認識遅延の批判に対処するため、以下のような限定的な改善が行われています。

- 償却原価の直接減額ではなく、引当金勘定を利用する。このため状況の変化により、減損の戻入も行われる。
- 償却原価ベースと公正価値の差額が減損額の上限となる。
- 信用損失の認識遅延に対処するため減損判定について以下を変更する。
 - ー 公正価値が償却原価を下回っている期間を考慮しない。
 - ー ①報告日後の公正価値の変動及び②公正価値のボラティリティまたはインプライド・ボラティリティを考慮することができる(要求事項ではない)。

設例3:AFS減損モデル

以下の表は、それぞれのシナリオ(予想信用損失額と公正価値と償却原価ベースとの差額とのそれぞれの組み合わせ)により、予想信用損失がどのように認識されるかを表しています。

	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3
償却原価	100	100	100
公正価値	98	92	107
信用損失額	5	5	5
損失引当金(公正価値フロア)	2	5	0

3. オフバランス項目へのCECLモデルの適用

オフバランス項目もCECLモデルの対象になります。

(1) ローン・コミットメント

与信を供与するコミットメントを発行者(貸手)が無条件に取り消すことができない場合には、当該コミットメントについて、残存期間の予想引出率やその後の信用損失の実績に現在の状況や将来情報を加味して予想信用損失を算定します。もし発行者がそのコミットメントを無条件に取り消すことができることが契約上規定されている場合(例: クレジット・カード契約)、予想信用損失の算定は、与信が実行された部分についてのみ行います。

(2) 金融保証

金融保証のうち非偶発 (Non-contingent) 部分については、現行USGAAPと同様に、保証人は、契約締結時に公正価値で非偶発部分の債務を認識します (ASC460-10-25-2)。この際に既に受

け取った保証料額または受取予定保証料額を公正価値の概算値として利用することが認められます(ASC460-10-30-3)。同時に、保証人は、偶発(Contingent)部分について、別途CECLモデルに基づき、残存期間にわたる予想信用損失を認識しなければなりません(ASC460-10-25-2、ASC460-10-30-5)。つまり、保証人は保証契約締結時に残存期間にわたる予想信用損失を認識することになります。オンバランスのローンを供与する場合と、金融保証に関して認識される予想信用損失額は同額になります。

Ⅳ. IFRS第9号予想信用損失モデルとの主な相違

金融危機への反省から導入が検討された新たな減損規定では、FASBとIASBでは、将来情報を反映する予想信用損失という概念を共有するものの、適用時期、対象商品、測定モデルなど、最終的な財務情報は異なります。また、IFRS第9号もTopic326も測定方法などを限定していないという共通点はありますが、原則主義と称されるIASBが原則を記載しているのに対して、FASBはIFRS第9号の原則的方法を選択可能な方法の1つと位置づけ、その他の方法の具体例や、実務的な簡便法も提供しているという特徴があると考えられます。図表3にFASBのTopic326とIFRS第9号の主な相違項目とその影響をまとめています。

【図表3 USGAAP(Topic326)とIFRS第9号の主な相違項目とその影響】

	USGAAPの減損規定 (Topic326)	IFRS第9号の減損規定	主な相違による影響
適用時期	2019年12月16日以降開始する事業年度より適用。2018年12月16日以降開始する事業年度より早期適用が可能。	2018年1月1日以降開始する事業年度より適用。	USGAAPを早期適用する場合でも、IFRSより1年遅れて適用される。
適用範囲	CECLモデルの適用対象は償却原価で測定される、貸付金、債権、HTMに分類される負債証券、及びローン・コミットメントや金融保証などのオフバランス項目。 AFS債券にはAFS減損モデルが適用される。	予想信用損失モデルの適用対象は、償却原価区分の金融資産、公正価値で測定されその変動がその他の包括利益に計上される(FVOCI) 負債性金融商品、及びローン・コミットメントや金融保証などのオフバランス項目。	公正価値で測定されその変動がその他の包括利益に計上される負債性金融商品の会計処理は異なり、通常IFRSの方が信用損失の認識時期がUSGAAPより早くなると考えられる。
測定モデル	単一の測定モデルであり、全期間の予想信用損失が認識される。	当初認識時からの信用リスクの変動に応じて、以下の2つの測定モデルがある。 12カ月の予想信用損失(信用リスクの著しい増大がないステージ1の場合) 全期間の予想信用損失(信用リスクの著しい増大があるステージ2の場合と信用減損商品であるステージ3の場合)。	USGAAPの方がIFRSより認識される予想信用損失額が多いものの、12ヵ月から全期間という断崖効果はないため、変動性は一般的に小さいと考えられる。
将来状況の考慮	予想信用損失の測定に関して、複数のシナリオに基づき発生可能性を加重平均した結果を反映することはできるが、必須ではない。	予想信用損失の測定に関して、複数のシナリオに基づき、発生可能性を加重平均した結果を反映することが求められる。	原則のみを基準に含めるIASBと適用における実務的負担への対応を基準に含めるFASBとのスタンスの違い。実務上どの程度の差異が生じてくるのかは現時点では不明。
集合的評価	リスク特性が同じ資産について集合的評価が求められ、それ以外の場合には個別に評価される。	グループベースまたは個別ベースで信用リスクの変動が評価され、グループベースの場合は、類似のリスク特性を有する資産をまとめる。	実質的に測定結果に差異をもたらすかは不明。
予想信用損失の金額	信用リスクが極めて低い(remote) 場合であっても、企業は予想信用損失を測定する。ただし、HTM区分の米国国債のように、不払いが起これないと判断されるのであれば、予想信用損失を測定する必要はない。	USGAAPのように、予想信用損失を測定しないケースの例示はない。また、担保によって全額が保全されているため、予想信用損失がゼロの場合であっても、著しい信用リスクの増大の有無をモニターしなければならない。	IFRSではステージごとの開示があるため、支払不能リスクが限りなくゼロに近い場合でも、ステージ判定は必要であり、このため、信用リスクの当初認識時からの状況をモニターする必要がある。

	USGAAPの減損規定 (Topic326)	IFRS第9号の減損規定	主な相違による影響
契約更新と延長	金融資産の存続期間を決定する際、期限前返済を考慮するが、契約延長は不良債権のリストラチャリング (TDR) が予想される場合のみ、考慮する。	将来キャッシュフローについては、期限前返済、期限延長、コール、プットなどすべての契約条項を考慮に入れて見積る。	予想信用損失算定の基礎であるデフォルト時の予想エクスポージャー (EAD) が異なる可能性がある。
ローン・コミットメント	無条件に取消し可能なローン・コミットメントは、未実行部分に対する予想信用損失の算定は不要である。	リボルビング商品については、行動特性を加味し、信用リスクに晒される期間の予想信用損失を算定する必要がある。 未実行部分が無条件に取消し可能であっても、USGAAPと異なり、除外対象ではない。	クレジットカード等で、予想信用損失算定対象の範囲が異なる可能性がある。
実効金利 (EIR)	EIRは契約上のキャッシュフローに基づいて算定される。同質資産のポートフォリオにおける算定でなければ、期限前返済は考慮しない。	EIRは、契約上のキャッシュフローに基づくが、期限前返済の予想も考慮する。	異なるEIRが使用される可能性はあるが、実務上の影響の度合いに関しては不明である。
貨幣の時間価値	CECL モデルでは予想信用損失の測定について、貨幣の時間価値を考慮することは認められるが、必須ではない。	予想信用損失の測定において、貨幣の時間価値を考慮することが原則。	実務上の影響の度合いに関しては不明である。
予想信用損失の測定	DCF法とそれ以外の算定方法の両方を認めている。 DCF法以外の算定方法を用いる場合には報告日現在の償却原価を基礎として予想信用損失を測定する。	当初EIRを用いて時間価値を反映する。但し、DCF法以外の方法を排除してはいない。	USGAAP及びIFRSはともに、特定の算定手法を規定しておらず、減損損失の測定目的に合致している限り、様々な手法が許容される。
合理的かつ裏付可能な将来予想を超える期間	合理的かつ裏付可能な将来予想を行うまたは入手することができる期間を超えた部分については、過去実績に戻す。	合理的かつ裏付可能な将来予想を行うことができない期間については、特に規定がない。	原則のみを基準に含めるIASBと適用における実務的負担への対応を基準に含めるFASBとのスタンスの違い。実務上どの程度の差異が生じてくるのかは現時点では不明。
担保価値に基づく実務上の簡便法	返済が担保価値に依存する資産は、物件処分の可能性が高い場合、担保の公正価値に基づいて予想信用損失を算定することができる。	IFRSではUSGAAPのような簡便法は規定されていない。	
購入信用毀損資産	当初認識時において信用損失引当金 (全期間の信用損失と同額) を計上し、償却原価をグロスアップする。事後の予想信用損失の見積りの変更は引当金額を変更し、純損益に認識する。予想信用損失の測定には、DCF法以外の方法を利用してもよい。	当初認識時に公正価値で認識し、グロスアップはできない。予想信用損失の見積りは信用リスク調整後のEIRを用いて、当初認識時からの累積変動を全期間の予想信用損失として計上する。	当初認識時におけるBS表示が異なる。
組成時に信用毀損している資産	規定していない。	購入信用毀損資産と同様の処理を行う。財務困難な状況にある債務者に対して条件変更等を行った結果、従来の債権の認識の中止に該当する場合に、新たに認識される債権がこれに該当する。	USGAAPでは不良債権等のリストラチャリングに該当する場合、認識の中止とは扱わないが、IFRSでは条件変更の理由の如何を問わず、条件変更等が認識の中止に該当するか否かを判断する結果生じる差異である。

【関連トピック】

IFRS第9号「金融商品」における減損規定
(KPMG Insight Vol.9/Nov 2014)

基準間の差異が拡大する金融商品会計基準
(KPMG Insight Vol.10/Jan 2015)

IFRS金融商品会計 減損移行グループにおける審議内容
(KPMG Insight Vol.15/Nov 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

金融事業部

パートナー 大川 圭美

tamami.okawa@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 中川 祐美

hiromi.nakagawa@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.